第2回日野町議会臨時会会議録

平成29年5月15日 開会 9時06分 閉会 12時56分

1. 出席議員(14名)

1番	堀	江	和	博	8番	蒲	生	行	正
2番	後	藤	勇	樹	9番	富	田		幸
3番	奥	亚	英	雄	10番	髙	橋		涉
4番	Щ	田	人	志	11番	東		正	幸
5番	谷		成	隆	12番	池	元	法	子
6番	中	西	佳	子	13番	對	中	芳	喜
7番	齌	藤	光	弘	14番	杉	浦	和	人

- 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員な し
- 3. 会議録署名議員

5番 谷 成隆

7番 齋藤光弘

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

藤澤直広 副 町 長 町 長 平尾義明 教 育 長 今 宿 綾 子 総務政策主監 池内俊宏 正一 総務課長 教 育 次 長 髙 橋 西河 均 企画振興課長 尚 司 税 務 課 長 安 田 増 田 昌一郎 福祉保健課長 池 内 潔 住 民 課 長 澤村栄治 宇 田 達 夫 子ども支援課長 長寿福祉課長 夏原英男 商工観光課長 農林課長 藤澤 隆 外 池 多津彦 上下水道課長 長 岡 一 郎 建設計画課長 望 主 昭 久 生涯学習課長 日 永 伊久男 会計管理者 福 本 喜美代

5. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山 添 昭 男 総 務 課 主 査 角 浩 之

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - ッ 2 会期決定について
 - " 3 議第27号 専決処分について(日野町税条例の一部を改正する 条例の制定について)
 - " 4 議第28号 専決処分について(日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - " 5 議第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ″ 6 議長の辞職について
 - 7 選第 1号 議長選挙について
 - ッ 8 副議長の辞職について
 - ッ 9 選第 2号 副議長選挙について
 - 〃 10 選第 3号 常任委員の選任について
 - 〃 11 選第 4号 議会運営委員の選任について
 - ″ 12 人口減少対策特別委員会の委員の辞任について
 - 〃 13 選第 5号 人口減少対策特別委員会の委員の補欠選任について
 - 〃 14 地域経済対策特別委員会の委員の辞任について
 - 〃 15 選第 6号 地域経済対策特別委員会の委員の補欠選任について

議長(杉浦和人君) 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。 一同礼。

一起 立 ⋅ 礼一

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより、本日をもって招集されました平成29年日野町議会第2回臨時会を開会いたします。 町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長(藤澤直広君) 皆さん、おはようございます。平成29年第2回臨時議会を開会 させていただくにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

5月も半ばとなり、さわやかな季節となってまいりました。田植えの方も着実に 進み、後半戦に入っているところでございます。

議員の皆様方におかれましては、ますますご壮健にて、議員活動にご精励いただいておりますことに対し、お喜びを申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

本日、臨時議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、新年度がスタートし、1カ月半となります。町内の各種団体等が総会などを開催され、今年も頑張ろうと心を新たにされていることは、とても頼もしいことでございます。今年度も町政へのご理解とご協力をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

役場行政も、新しい組織と体制のもとでしっかりと今年度を進めてまいりたいと考えております。役場の組織につきましては、福祉課を福祉保健課と子ども支援課に分割をいたし、子育て支援の窓口を一本化することといたしました。子ども支援課においては、保育所や幼稚園の事務を一括して担当することとし、また、桜谷幼稚園と保育所さくら園を統合し、認定こども園桜谷こども園を開設することといたし、スタートをしたところでございます。さらに、待機児童を解消するため、必佐幼稚園においては、緊急の預かり保育を実施しておるところでございます。また、介護支援課につきましては、長寿福祉課に名前を改称し、高齢者福祉の充実にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

また、近江鉄道日野駅舎の再生事業につきましても、おかげさまで多くの町内外の皆さんからご寄附をいただくことになり、再生工事も着実に進んでおるところでございまして、この事業についても引き続きご支援をいただいて進めてまいりたい、

このように考えております。

さて、本日は、新聞トップを見ておりましても、沖縄復帰45周年の年、このように報道がされておるところでございます。ただ、そうした中で、復帰45年を経過しても沖縄における基地の割合が日本の7割を占めるということで、大変苦労な状況が続いておるということが注目をされておるところでございます。

こうした中で、今年は日本国憲法制定70周年記念の年となるわけであります。平和主義、国民主権、基本的人権、この3原則を柱とする憲法の理念は、世界に誇れるものであり、日本国憲法の値打ちをしっかりと身につけ、憲法を遵守し、これからも町民の皆様とともに仕事を進めていかなければならないものと、このように思っております。

ところが最近、憲法改正や治安維持法を想起させる共謀罪が話題となっており、 心配の声が広がっております。憲法を擁護し、全ての条項が生かされる社会をつく ることが大切だと、このように考えておるところでございます。

さて、今年度の主な出来事でございますが、4月16日には、滋賀農業公園ブルーメの丘開園20周年式典が、暖かい日差しの中で盛大に開催をされました。コメディアンのテツandトモさんが来られ、一日園長に就任をされました。式典後、たくさんのお客さんが入園をされたところでございます。新しい体制のもとで公園運営がされているわけでございますが、飛躍的な伸びを期待したいと、このように思っております。

さて、5月3日は恒例の日野祭が行われました。今年は16基の曳山が綿向神社に勢ぞろいをし、3基のみこしの渡御とあわせて、大変大勢の人々でにぎわったところでございます。日野祭にあわせて、5月2日から5月6日まで、文化産業交流提携都市のドイツのノイシュタット・アイシュ市よりゴッペルト氏が来町をされました。同じく3日には、松坂市、会津若松市からも市長様、議長様、副市長様などに日野祭を参観いただいたところでございます。親交を深め、交流を深めさせていただくことができました。

さて、本臨時会では、専決処分2件、条例改正1件の案件についてご審議をいた だくところでございます。十分ご審議をいただき、適切なるご採択を賜わりますよ うお願い申し上げまして、開会に当たりのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長(杉浦和人君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、谷 成隆君、 7番、齋藤光弘君を指名いたします。 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

-異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

ここで、地域経済対策特別委員会、山田委員長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

山田委員長。

4番(山田人志君) おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、 僭越ではありますが、2つの特別委員会を代表して、私から今回の定住・移住に関 する提言についての経緯なり趣旨の説明をさせていただきます。

日野町議会では、今期、人口減少対策特別委員会と地域経済対策特別委員会という2つの特別委員会を設けていただきまして、それぞれテーマに沿って調査研究を 進めてまいりました。

その中で、2年間を1つの区切りとして研究の成果を取りまとめようということで、昨年からその意味での議論を進めてまいりました。そして、その成果物は、議会の中の資料にとどめるのではなく、行政ご当局への提言とすることで議員全員の合意をいただきまして、今年の3月末までには、取りまとめの作業を完了いたしました。

それを受けまして、先週、5月11日午前8時30分に、人口減少対策特別委員会の中西委員長、奥平副委員長、そして、地域経済対策特別委員会の後藤副委員長と委員長を務めさせていただきました私、山田、そこに議長、副議長もご同行いただきまして、町長を訪問しました。執行側では、平尾副町長、池内総務政策主監、安田企画振興課長に立ち合いをいただく中で、本提言を藤澤町長に提出させていただきました。

町議会からご当局への提言というのは、これまでに例がないと聞いていますが、 それでもそのような形をとらせていただいたのは、二元代表制といいますが、町長から議案を提案いただき、それを審議したり、あるいは質問したり、いわゆるチェック機能ということも議会として重要な役割とありますが、それに加えて、その前段階で、議会として政策に関する考え方を提案、あるいは提言させていただくということがあってこそ、本当の意味での二元代表制の一翼を担えるのではないのかなという考え方からであります。

そして、今回、定住・移住の促進ということをテーマにしたのは、日野町は、ほかの市町と同じように、さまざまな行政課題を抱えてはおりますが、10年後の日野

町を想像したときに、人口減少、特に急激な少子高齢化ということが大変心配されます。

そのために、町内にお住まいの方には住み続けたいまち、そして町外、県外の方には住んでみたいまちと思っていただけるような政策を、今のうちから打ち出していく必要があるのではないかと、こういうふうに思っているからでございます。

今回の提言の概要は、前段では、定住・移住に係る現状把握と課題の抽出、そして中盤では、現に町政の柱として、第5次総合計画とくらし安心ひとづくり総合戦略がございますので、そこに書かれている政策、施策と定住・移住の促進ということを照らし合わせた上で、それぞれの施策をどのように展開していったらいいのか、するべきかということを各論としてお示ししております。

そして、終盤の方では、やや総論として、その政策をより効果的に展開するため に必要な体制づくりを書かせていただいておりますが、これは、日野町が小さな自 治体として、機動性であるとか小回り性といった強みを発揮しながら、規模という 不利な点を克服するためにどのような体制の整備が必要かという考え方をお示しし たものでございます。

そして、それらを受けて、最終盤のまとめとして、そこまでの内容を大きく3つに大くくりいたしまして、1つ目は、中長期的な視点から、町政の最重要項目の1つに定住・移住の促進を置いていただきたいということ、2つ目は、総合計画、総合戦略に書かれている政策、施策を定住・移住の促進に向けた中長期方針として組み立てていただきたいということ、そして3つ目には、その中長期戦略をより効果的、効率的に推進するために必要な体制の整備にお取り組みいただきたいということ、以上、3つの提言ということで締めくくっております。

この提言は、もちろん町議会から行政ご当局に対する政策の提言ということでは ございますが、別の言い方をしますと、町議会が藤澤町政に期待していることを申 し上げたという意味でもございますので、どうかそのようにお汲み取りいただき、 町政の各般で反映いただくとともに、ぜひ政策として反映いただきたいというふう に思っておりますので、お願い申し上げまして、今回の定住・移住の促進に関する 提言についての趣旨並びに経緯の説明というふうにさせていただきます。

議長(杉浦和人君) 日程第3 議第27号から日程第5 議第29号まで、専決処分について(日野町税条例の一部を改正する条例の制定について)ほか2件についてを一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長(藤澤直広君) それでは、日程第3 議第27号、専決処分について(日野町税 条例の一部を改正する条例の制定について)。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が本年3月31

日に公布されたことに伴い、日野町税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。今回の主な改正は、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択について規定を整備するものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第4 議第28号、専決処分について(日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。今回の主な改正は、国民健康保険税の減額措置の拡充を図るため、軽減判定所得の算定における加算額を引き上げるものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第5 議第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、選挙の執行における投票所の投票立会人等の交代に係る報酬額について定めるため、提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(杉浦和人君) 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には、第2委員会室の方にお集まりをいただきたいと思います。 暫時休憩をいたします。

> -休憩 9時21分--再開 9時50分-

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第27号から日程第5 議第29号まで、専決処分について(日野町税 条例の一部を改正する条例の制定について)ほか2件についてを一括議題とし、各 案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、蒲生行正君。

8番(蒲生行正君) それでは、いつものように今臨時会も質疑に参加させていただきまして、質問を行わせていただきます。

議第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをいたします。

今改正は、平成9年12月19日に公布をされ、平成10年6月1日から施行されました公職選挙法の一部改正によります投票時間2時間延長、このことにより投票所の投票立会人等が長時間勤務となったことに対して、交代を可能とする改正であり、

この改正に私は異議を唱えるものではありません。

公職選挙法第40条、投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じる。投票時間は13時間でありますが、投票所の投票立会人等は、投票所の開く前から、投票箱を選挙管理委員会に届け、審査を終えるまでが勤務であり、実質は14時間に及ぶ勤務であり、交代を可能とする改正は遅きに失したものではないかと思われます。

そこでお伺いをいたします。なぜ平成9年12月の公布から20年近くもたって、また、平成10年6月1日の施行から丸19年もたってから今日の改正となったのか、そのわけをお伺いいたします。

また、滋賀県下19市町、日野町を除きます18市町での改正はどうなのかお伺いをいたします。

- **議長(杉浦和人君)** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。 総務課長。
- **総務課長(西河 均君)** おはようございます。ただいま蒲生議員より、議第29号、 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、2件の質疑をいただきました。

まず、1点目でございます。なぜ平成9年12月の公布、また施行から19年もたってから今日の改正になったのかということでございますが、今、申されましたように、改正になりまして実質拘束時間が14時間という長きにわたっております。以前より、区長さん等からは、立会人さんをお願いするにあたって、拘束時間が長いために、できれば午前午後の交代制にしていただければ頼みやすいということもお聞きしておりました。

そういうことを受けまして、選挙管理委員会の方で昨年の12月から1月にかけまして、これだけではないんですけれども、選挙にかかわりまして、区長さん方にアンケートをとらせていただきました。その中でいきますと、交代制の導入の是非につきまして区長さんらにお聞きいたしますと、83集落のうち10地区で交代制の必要を感じると、必要であるという回答もいただきました。また、やむを得ない場合も含めると、83集落のうち13地区の区長さんが交代制の導入につきまして肯定的に捉えていただきました。

そういうこともありまして、選挙管理委員会で検討いただいた結果、3月の選挙管理委員会におきまして、交代制について導入をという形で検討していただいた結果、交代制を導入していこうということで、日野町投票所の投票立会人の交代制に係る事務取扱規程というのを定めていただきました。この事務取扱規程につきましては、原則1人単位での従事を基本としつつ、地域の実情等に応じて交代制により従事できるものということで、午前と午後の交代制という形で取り決めをいただいたものでございます。これを受けまして、今回、直近の臨時議会によりまして条例

改正をご提案させていただいたところでございます。

また、2点目でございます。滋賀県下19市町で改正の状況はどうかということでございます。この改正に当たりまして調査をさせていただいたところ、19市町のうち交代制を採用している市町につきましては、7市1町でございました。ただ、この特別職の報酬および費用弁償に係る条例改正を行っているのは、1市のみという状況でございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(杉浦和人君) 蒲生行正君。

8番(蒲生行正君) 的確な答弁をいただきましたので、今臨時会の私の質疑はこれ で終わります。

議長(杉浦和人君) ほかに質疑はありませんか。

13番、對中芳喜君。

13番(對中芳喜君) それでは、専決処分の議第27号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定について、一言質問させていただきます。

この上場株式等云々の話とは、余り私たちに直接関係のないような部分は多いわけでありますけれども、特に軽自動車税のグリーン化特例の見直しというのか、その部分について若干お話を聞かせていただきたいと思います。

今回、グリーン化特例がされまして、適用期限が2年延長されるということになります。これは単純に延長されたというわけではないと思います。なぜかといいますと、この燃費基準にさらに達成率がプラスされているのではないかなという、そういうことを思われまして、そういう基準がさらに高くなっての延長というように理解していいのかどうか、その点、お聞かせいただきたいと、このように思います。

同時に、これは参考程度に聞かせていただきたいわけでありますけれども、よく 自動車取得税に係るエコカー減税、また、軽自動車なんかに税としてかかりますグ リーン化特例という、エコカー、グリーン化、いろいろ言葉がぽんぽん横文字が出 ておりますけども、もう少し分かりやすくその点についてご説明をお願いしたいと、 このように思います。

続きまして、議第29号の特別職の職員で非常勤のものの云々の条例の一部を改正する部分についてでありますけれども、特に今回につきましては、立会人についての交代制を認めようという部分で改正がされるわけであります。基本的には、管理者については交代はしないという、そういう文言であるわけです。

それならば、この新旧対照表で見ますとよく分かるわけでありますけれども、改正案の中で、交代する場合または一部の時間について従事する場合にあっては、従事時間に応じて当該額を超えない範囲内で案分した額ということになるわけでありますけれども、この中に明確に管理者はしない、立会人はするんだという、そうい

うことがこの文でとれるんかなという。

例えば、立会人は交代する場合または云々というように書かれたなら、より明確になるのではないかなということが思われます。これならば、ある意味では、運用上やられている傾向になるんであれば、あえて今、この条例を改正する必要はなくて、運用で十分いけるのではないかなと、このように見ておりますけども、その点についてのご意見を聞かせていただきたいと、このように思います。

議長(杉浦和人君) 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。 税務課長。

税務課長(増田昌一郎君) ただいま對中議員の方からグリーン化特例に関しまして、 2点ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、今回、制度が延長になったということで、その内容はどうなのかということかと思いますけれども、28年度、29年度に適用になりました内容は、それぞれ区分ごとの達成基準は同じでございますけれども、議員からご指摘のあったように、今回、延長になる30年度、31年度の分については、より高い達成基準を求められているというところでございます。具体的には、50パーセント軽減、それから25パーセント軽減の部分につきましては、それぞれ10パーセント達成基準が上乗せをされるということになりますので、より環境基準に適合したものについて、軽減を適用していこうというふうになるかと思います。

それから、もう1点ご質問がありましたエコカー減税、グリーン化特例という言葉が似たような言葉で、使い分けといいますか、どのように理解すればいいのかなということで、我々の方で総務省なりから来る書類を見ていますと、自動車取得税についてはエコカー減税という言葉が主に使われているようです。それから、グリーン化特例につきましては、軽自動車税、それから自動車税の軽減について使われているということで、いずれにしましても、より高い環境性能を有した車をできるだけ取得を推進していこうということですので、目指すところはそれほど大きな違いはないかなというふうに思いますけれども、ちょっとその部分で使い分けがされているようですので、ご了解いただければと思います。

議長(杉浦和人君) 総務課長。

総務課長(西河 均君) ただいま對中議員さんの方から、議第29号、特別職の職員 で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に つきまして質疑をいただきました。

立会人さんは交代するが、投票管理者はしないということではっきりうたっていない、運用でもいいのではないかというようなお話をいただきました。

今まででも、実態といたしまして、交代制を導入するまでにも、病気なり急な用 事等で交代された実例もございます。今回につきましては、選挙管理委員会の方で、 立会人さんにつきまして交代制を導入するということで正式に事務取扱規程を定めていただきましたので、投票立会人さんにつきましては、きちんと交代制を導入するということで明文化をしたいということでございます。

また、先ほど申しましたように、投票管理者さんにおきましても、実際、急な用事とかご病気等で交代される例もございますので、今回、この際あわせまして、全ての職種におきまして、はっきりと交代制と、そして管理者さん等が職務代理者に交代される場合につきましては、一部の時間について従事されたという形になりますので、その辺もはっきりさせて条例の方の改正をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長(杉浦和人君) 13番、對中芳喜君。

13番(對中芳喜君) もうそれで結構でありますけども、ちょっと立会人の関係、も
う1つ分かったようで分からないような話で、見ていると運用で十分いけるような
感じもしますけども、出されましたので、これでよいと思います。

議長(杉浦和人君) ほかに質疑ございませんか。

ーなしー

議長(杉浦和人君) ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

-異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5 議第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

日程第3 議第27号から日程第5 議第29号まで、専決処分について(日野町税条例の一部を改正する条例の制定について)ほか2件について、討論はありませんか。

ーなしー

議長(杉浦和人君) ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第27号から議第28号までの専決処分について(日野町税条例の一部を改正する条例の制定について)ほか1件については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第27号から議第28号まで、専決処分について(日野町税条例の一部を改正する条例の制定について)ほか1件については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

一起 立 全 員一

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第27号から議第28号まで、専決処分について(日野町税条例の一部を改正する条例の制定について)ほか1件については、原案のとおり承認することに決しました。

議第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

一起 立 全 員一

議長(杉浦和人君) ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決と決しました。

ここで暫時休憩いたします。そのままでお待ち下さい。

一休憩 10時07分一

-再開 10時08分-

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

ここで、私に係る人事に関する案件を追加いたしたいと思いますので、議長を副 議長に交代いたします。暫時休憩いたします。

-休憩 10時09分-

-再開 10時10分-

副議長(蒲生行正君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長、杉浦和人君から議長の辞職願が提出されましたので、地方自治 法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長を務めさせていただきます。

お諮りいたします。

日程第6から日程第15まで、議長の辞職についてほか9件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

副議長(蒲生行正君) ご異議なしと認め、日程第6から日程第15まで、議長の辞職 についてほか9件についてを日程に追加し、議題といたします。

日程第6 議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、14番、杉浦和人君の退席を求めます。

-杉浦和人君 退席-

副議長(蒲生行正君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長(山添昭男君) 議長の辞職願を朗読いたします。

平成29年5月15日、日野町議会副議長、蒲生行正様。日野町議会議長、杉浦和人。 辞職願。私儀、今般、一身上の都合により日野町議会議長を辞職いたしたく、許可されますようお願いいたします。

副議長(蒲生行正君) お諮りいたします。

杉浦和人君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

-異 議 な し-

副議長(蒲生行正君) ご異議なしと認め、杉浦和人君の議長の辞職を許可すること に決しました。

ここで、14番、杉浦和人君の復席を求めます。

一杉浦和人君 復席一

副議長(蒲生行正君) 日程第7 選第1号、議長選挙についてを議題といたします。 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

-投票の声あり-

副議長(蒲生行正君) ただいま投票の声がありました。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

副議長(蒲生行正君) ご異議なしと認め、議長選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

直ちに議場を閉鎖いたします。

一議 場 閉 鎖一

副議長(蒲生行正君) ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、奥平英雄君および4番、山田人志君の2名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一異 議 な しー

副議長(蒲生行正君) ご異議なしと認め、立会人に3番、奥平英雄君および4番、 山田人志君の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

-投票用紙配付-

副議長(蒲生行正君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

ーなし

副議長(蒲生行正君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

-投票箱点検-

副議長(蒲生行正君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

一投 票一

副議長(蒲生行正君) 投票漏れはありませんか。

-な し-

副議長(蒲生行正君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。3番、奥平英雄君および4番、山田人志君の立会をお願いいたします。

-開 票-

副議長(蒲生行正君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、杉浦和人君9票、東 正幸君5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、議長に14番、杉浦和人君が当 選されました。

議場の閉鎖を解きます。

-議場閉鎖解除-

副議長(蒲生行正君) ただいま議長に当選されました14番、杉浦和人君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人より発言を求められていますので、これを許可します。

14番、杉浦和人君。

14番(杉浦和人君) 就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。 ただいまは、皆様方の温かいご推挙をいただきまして、議長の要職に就かせてい ただくことになりまして、まことに光栄に存ずる次第でございます。

さて、2年前の統一選挙から、はや2年が経過いたしました。当時、私は共産党 議員さんから、議長の居座り、8年は長過ぎるとマイクで吹聴されましたし、また、 ビラの折り込みもされました。

本日ここに、申し合わせ2年をもって辞任をさせていただきました。そして、今、 議長選挙を行っていただき、改めて再任をさせていただくことになりました。いた だきましたご同志の皆さんの温かいご支援に深く感謝を申し上げ、しっかりとその 期待に応えてまいりたいと、このように思っております。

長いと言われる中にあって、日野町議会の歴史をたどってみますと、橋田喜一郎 さんが3期12年を経験されました。この経験に続けさせていただくことになり、大 変名誉なことだと思っております。

また一方、こうした長く続けさせていただいているおかげさまで、去る4月13日、自由民主党党本部において、近隣の4市2町の首長さん、議長さんが、二階幹事長にそれぞれの市町の課題について、要望活動を実施いたしました。皆さん、初めてお目にかかるということでありまして、どこどこの市長、どこどこの議長ということで名刺を提出されておりましたけれども、私はこれまで二階先生には何度もお目にかかっておりますから、名刺は失礼させていただくと。ここに堀江議員も同席をされておりました。

そして、日野町の懸案事業であります町道西大路鎌掛線、この事業が今日まで大変遅延しております。8年も動かなかった経緯もございます。そしてまた、今年の冬には、豪雪で307号線が通行どめ、早くからこの南北線を開通していただくということを念じておったわけでございますけれども、なかなか要望はかなっておりません。この問題をすることによって、大きな道路網整備がされることによって、日野町の大きな発展が見られるのではないかということで、強くこの点を要望申し上げたところでございます。

また、おかげさまで、全国議長会にも参加をさせていただきました。常に発言を させていただいております。

今、ご案内のとおり、議員必携は、皆さんお手元に持っていただいておりますが、 まだ議長必携はつくられておりません。これから次に続く人のためにも、議会運営 を円滑にするためにも、議長必携は必要だと、このように感じております。このこ とにつきましても、全国議長会で既にこの問題について、今、ネットの方で配信を していただいております。

そして、1点は、今、町村議会の議員に若手の議員がなり手不足ということが、 全国的にも課題になっております。そうした中にあって、報酬問題も、これは事実 あることは否めないと思っております。

私は、昭和53年に全国議長会が作成された町村議会の議員報酬のあり方ということについて、もう既に40年も何も手をつけられていないということに勘案して、この際、何とかして町村議員の報酬のあり方検討委員会を立ち上げていただきたいということを会議で申し上げ、2月8日には承認され、4月14日には既に山梨学院大学の江藤先生を委員長に、そして明治大学の牛山先生、また、首都大学の長野先生らのもとで調査研究をしていただく、首長さんとの比較、あるいは市議会議員との

比較、もろもろの調査をしていただいて、次の統一選挙には何らかの方針を出していただき、そして住民の皆さんの理解を得て、しっかりとした報酬で若い方がこの議場で議論をしていただける、そんな動きにも役立てていただければと、そんなことを思って発議をさせていただいたところでございます。

こうして発言力を養わせていただいたのも、ここにおられる皆さんのご支援のお かげと、この貴重な経験を大切にしながら、与えられました任期も頑張っていきた いと、このように思っております。

人は人のために生きてこそ人だ、議員は住民のために活動してこそ議員だということを肝に銘じて頑張りたいと思っております。常に執行部には厳しく、住民には優しく、議会は何のためにあるのか、二元代表制の役割をしっかり果たし、そして議会の活性化にも努めてまいりたいと、このように思っております。私たち地方議員や、また首長さんは、政党のために動くのではなくして、政党をうまく動かせるということが私は大事だと思っております。今後も議長名において、引き続き国や県には要望活動を実施してまいりたいと思います。

さらに、この3月からは、本会議のインターネット配信をしていただくことになりました。お三方のご努力で配信がかなったわけでございます。この神聖な議場で論議をしていただく、図らずもこの中でこうして居眠りをする方もございました。これは、ネット配信でもし住民の方の目にとまるようなことになれば、大変なことだということで、今後は議長席において注意を促すことを、あらかじめひとつご了承をいただきたいな、こんなことも思っております。

加えて、今、総会時期でもございます。総会では、町長さんと一緒に行くことが 大変多うございます。そうした中で、町長さんは行政報告をしていただきます。私 もこれからは皆さんのそうした議員の活動報告を皆さんの前で披露し、どういう活 動がされているか、どなたがどういう活動をされているかということもご披露申し 上げながら、1つでも議員の活動の活性化になるように頑張っていきたい、このよ うに思っております。

結びになりましたが、皆様のご努力のもとで円滑な議会運営ができますことを心からお願い申し上げまして、まことに措辞でございますけれども、就任に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

副議長(蒲生行正君) 皆様のご協力によりまして、議長が誕生いたしました。

それでは、杉浦議長と交代いたします。

その間、暫時休憩いたします。

一休憩 10時33分一

一再開 10時34分-

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長、蒲生行正君から副議長の辞職願が提出されました。

日程第8 副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、8番、蒲生行正君の退席を求めます。

-蒲生行正君 退席-

議長(杉浦和人君) 辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長(山添昭男君) 副議長の辞職願を朗読いたします。

平成29年5月15日、日野町議会議長、杉浦和人様。日野町議会副議長、蒲生行正。 辞職願。私儀、今般、一身上の都合により、日野町議会副議長を辞職いたしたく、 許可されますようお願いいたします。

議長(杉浦和人君) お諮りいたします。

蒲生行正君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

一異 議 な しー

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、蒲生行正君の副議長の辞職を許可すること に決しました。

ここで、8番、蒲生行正君の復席を求めます。

-蒲生行正君 復席-

議長(杉浦和人君) 日程第9 選第2号、副議長選挙についてを議題といたします。 選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

-投票の声あり-

議長(杉浦和人君) ただいま投票との声がありましたので、選挙の方法は、地方自 治法第118条第1項の規定により、投票といたしたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

一異 議 な しー

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

直ちに議場の閉鎖をいたします。

一議 場 閉 鎖一

議長(杉浦和人君) ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、奥平英雄君および4番、 山田人志君の2名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-異 議 な しー

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、立会人には3番、奥平英雄君および4番、 山田人志君の2名を指名いたします。 投票用紙を配付いたします。

- 投票用紙配付-

議長(杉浦和人君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

ーな しー

議長(杉浦和人君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

- 投票箱点検-

議長(杉浦和人君) 異状なしと認め、これより投票に移ります。1番議員より順次 投票をお願いいたします。

-投 票-

議長(杉浦和人君) 投票漏れはありませんか。

ーなしー

議長(杉浦和人君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。3番、奥平英雄君および4番、山田人志君は立会をお願いいた します。

-開 票-

議長(杉浦和人君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。

有効投票中、8番、蒲生行正君9票、13番、對中芳喜君5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、副議長に蒲生行正君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

-議場閉鎖解除-

議長(杉浦和人君) ただいま副議長に当選されました8番、蒲生行正君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人、蒲生行正君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。 8番、蒲生行正君。

8番(蒲生行正君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、同志の議員の皆様からご支援を賜りまして、 再び選任をいただき、まことにありがとうございました。身に余る光栄と存じます とともに、これまで以上にその責任の重大さに身の引き締まる思いで、この席に立 っております。 日野町は、今、人口減少問題、地域経済活性化問題、幹線道路整備、空き家対策 等々各般にわたり取り組まなければならない課題が山積しており、これら町民皆様 の負託に応える議会の役割は、今日まで以上に重くなってきていると認識をいたし ております。

もとより浅学非才の身でありますが、議長を補佐する立場から、最善の努力を尽くして職務を果たしてまいりたいと考えております。

議員の皆様方、町長をはじめ執行部の皆様方には、これまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、極めて簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(杉浦和人君) 皆様のご協力によりまして、副議長が誕生いたしました。

日程第10 選第3号、常任委員の選任についてを議題といたします。

日野町議会委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員の任期は5月14日で満了となっております。よって、各委員の改選を行うため、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、お手元へ配付の名簿の表のとおり、選任することに決しました。

ただいま指名いたしました各常任委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会において互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

一休憩 10時48分一

-再開 11時48分-

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開かれましたので、互選の結果を報告いたします。

総務常任委員長に9番、冨田 幸君、副委員長に3番、奥平英雄君、産業建設常任委員長に6番、中西佳子君、副委員長に2番、後藤勇樹君、厚生常任委員長に11番、東 正幸君、副委員長に10番、髙橋 渉君にそれぞれ決定した旨の報告がありました。

次に、日程第11 選第4号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。 日野町議会委員会条例第4条第3項の規定により、議会運営委員の任期が5月14日で満了となっております。よって、委員の改選を行うため、議会運営委員の選任 を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元 へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、お手元へ配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

議会運営委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の 規定により、委員会において互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。 日程第12 人口減少対策特別委員会の委員の辞任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定に基づき、1番、堀江和博君の退席を求めます。

-堀江和博君 退席-

議長(杉浦和人君) ただいま、堀江和博君から都合により人口減少対策特別委員会 の委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

堀江和博君の人口減少対策特別委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

一異 議 な しー

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、堀江和博君の人口減少対策特別委員会の委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、1番、堀江和博君の復席を求めます。

-堀江和博君 復席-

議長(杉浦和人君) 日程第13 選第5号、人口減少対策特別委員会の委員の補欠選 任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第4項の規定により、後藤勇樹君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、後藤勇樹君を選任することに決しました。 日程第14 地域経済対策特別委員会の委員の辞任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定に基づき、2番、後藤勇樹君の退席を求めます。

-後藤勇樹君 退席-

議長(杉浦和人君) ただいま、後藤勇樹君から都合により地域経済対策特別委員会 の委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

後藤勇樹君の地域経済対策特別委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

-異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、後藤勇樹君の地域経済対策特別委員会の委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、2番、後藤勇樹君の復席を求めます。

-後藤勇樹君 復席-

議長(杉浦和人君) 日程第15 選第6号、地域経済対策特別委員会の委員の補欠選 任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第4項の規定により、堀江和博君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-異 議 な し-

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、堀江和博君を選任することに決しました。 ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会ならびに予算特別委員会、人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会において、委員長および副委員長を互選の上、議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

-休憩 11時53分-

-再開 12時53分-

議長(杉浦和人君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会ならびに予算特別委員会、人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会から、委員長および副委員長の報告がありましたので、ご報告申し上げます。議会運営委員会委員長に5番、谷 成隆君、副委員長に13番、對中芳喜君、予算特別委員会委員長に4番、山田人志君、副委員長に2番、後藤勇樹君、人口減少対策特別委員会委員長に7番、齋藤光弘君、副委員長に12番、池元法子君、地域経済対策特別委員会委員長に13番、對中芳喜君、副委員長に1番、堀江和博君がそれぞれ決定された旨の報告がありました。

なお、3月定例会でご承認いただきました議員派遣につきましては、議員の改選 に伴い、派遣議員については変更することとし、緊急を要する場合には議長におい て決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一異 議 な しー

議長(杉浦和人君) ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、平成29年第2回臨時会を閉会いたします。 町長挨拶。

町長(藤澤直広君) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案いたしました議案3件につきまして、 慎重なご審議を賜り、原案どおり可決、承認いただきましたことに厚く御礼申し上 げます。

また、今議会では、議会の役員構成をお決めになり、引き続き杉浦議長、蒲生副議長様が就任をされました。また各委員会などの新たな体制も確立されたところでございます。今後の議員各位の活躍をご期待するところでございます。よろしくお願いいたします。

現在の地方自治体をめぐる状況は、いろいろな課題がございますが、第5次日野 町総合計画に掲げるスローガン「ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ自治 の力で輝くまち」のもとで温かいまちづくりを町民の皆さんとともに進めてまいり たいと考えております。また、適正な行財政運営に努め、持続発展可能な元気ある まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の引き続くご支援 とご協力をお願いする次第でございます。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分 ご留意いただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご 期待申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(杉浦和人君) これをもって閉会いたします。

一同起立、礼。

-起 立 · 礼-

議長(杉浦和人君) ご苦労さまでございました。

-閉会 12時56分-

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議 長 杉浦 和人

副議長 蒲生 行正

新議長 杉浦 和人

署名議員 谷 成隆

署名議員 齋藤 光弘